

別記様式（第5条関係）

誓 約 書

令和 年 月 日

地方独立行政法人
三重県立総合医療センター理事長

住 所：

氏名又は名称：

代表者職氏名：

㊟

私は、地方独立行政法人三重県立総合医療センター反社会的勢力への対応に関する規程に基づき、反社会的勢力を利することとならないように、反社会的勢力はもとより、反社会的勢力と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、下記の事項について説明を受け、これを了解し、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、貴院が行う措置（契約解除、違約金並びに損害賠償の請求、指名停止、事業者名の公表等）について、一切異議申し立てを行ないません。また、必要な場合には、関係官公署に照会することについて承諾します。

記

- 1 次の各号のいずれにも該当いたしません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）
 - (4) 暴力団関係企業（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは

関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。)

- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを持ち、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること。
 - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること。
 - ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること。
 - ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
 - ホ その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。

2 前項各号に該当する事由の有無の確認のため役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

3 1に掲げるものを下請契約の相手方にしません。また、下請契約等の相手方が1に掲げるものであると知ったときは、当該下請契約を解除します。

4 法人と契約する場合は、次の各号を遵守します。

- (1) 当該契約の履行にあたり、反社会的勢力と一切の関係を持たない。
- (2) 地方独立行政法人三重県立総合医療センター反社会的勢力への対応に関する規程に定める条項に基づき、法人が契約を解除した場合に生じた損害を法人に請求しない。
- (3) 地方独立行政法人三重県立総合医療センター反社会的勢力への対応に関する規程に定める条項に基づき、法人が契約を解除した場合に、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として支払う。